

### 新型コロナウイルスワクチン接種関連情報

問合先 ・焼津市ワクチンコールセンター ☎050-5491-1249  
・健康づくり課ワクチン接種推進室 ☎627-4119 ☎627-9960

## 追加接種（3回目）について

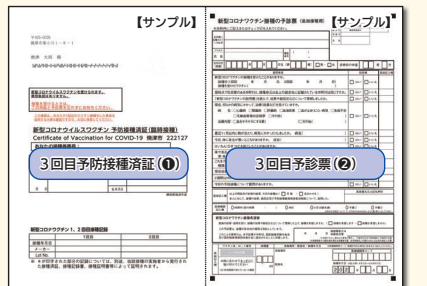
**対象**  
2回目接種の完了から、原則8カ月以上が経過した18歳以上の人  
**接種券の発送について**  
接種券の発送は、3回目の接種が可能となる日の1～2週間前程度に、順次、住民票の住所に発送します。2回目を接種した後に焼津市に転入した人などについては、市に接種記録がないため、申請が必要です。※詳しくは、市ホームページを確認するか問い合わせください。



- 接種当日の持ち物**
- 3回目のお知らせに同封される「予防接種済証」と「予診票」
  - 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など）
  - お薬手帳（お持ちの人のみ）

### ワクチン接種後も感染防止対策の徹底を

ワクチンを接種しても、新型コロナウイルスに感染することがありますので、これまでどおり、「マスクの着用」、「3密（密集・密接・密閉）の回避」、「せっけんによる手洗いや手指消毒」、「定期的な換気」を徹底し、感染リスクの高い場面を避けるなど、感染防止対策を継続していただきますようお願いいたします。



※3回目の接種を受けるときは、3回目のお知らせに同封される予防接種済証（上図①）と予診票（上図②）をお持ちください。忘れた場合は、接種ができませんのでご注意ください。

- 医療従事者の皆さまへ**
- 医療従事者などは、初回（1回目・2回目）接種と同様に、勤め先の医療機関で接種を受けられる場合があります。詳しくは勤務先にご確認ください。
  - 医療従事者で、勤務先にて接種できない人は、健康づくり課ワクチン接種推進室まで問い合わせください。

## 20歳になったら国民年金

国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病気やけがで重い障害が残ったときや加入者が亡くなったときなどに、加入者やその家族の生活を支える公的年金制度です。

- 義務と権利  
国内に住む20歳以上60歳未満の全ての人は、国民年金に加入して保険料を納付する義務と年金を受け取る権利があります。
- 加入のお知らせ  
20歳になった人には、日本年金機構から「国民年金に加入したことをお知らせする案内」が20歳の誕生日から2～3週間ほどで送付されます。
- 保険料の納付に関する相談  
収入が少ないため保険料の納付が困難な場合は、「学生納付特例制度」（前年所得が一定額以下の学生は、本人の申請により保険料の納付を猶予）や「納付猶予制度」（学生でない50歳未満の人で、本人および配偶者の前年所得が一定額以下の場合は、本人の申請により保険料の納付を猶予）などの保険料納付猶予制度があります。

申請がないまま保険料が未納になっていると、万一のときに年金を受け取れない場合があるので相談してください。  
**問合先**  
●国保年金課年金担当（市役所本庁舎2階）☎626-1114 ☎626-2187  
●日本年金機構島田年金事務所 ☎0547-36-2211 ☎0547-37-6011

## 令和4年 焼津市はたちの集い

1月9日（日）に「はたちの集い」を焼津文化会館と大井川文化会館で開催します。新型コロナウイルス感染症などの状況により、開催方式を改善する場合があります。変更する場合は市ホームページに掲載します。  
**問合先** スマイルライフ推進課 ☎627-9960 ☎627-9961

**【表】地区別の開催時間・会場**

地区名	開催時間	会場
和田・港・大井川	10:00～11:00 (受け付けは9:30～)	大井川文化会館
焼津・大村・豊田	11:00～12:00 (受け付けは10:30～)	焼津文化会館
小川・東益津・大高	14:00～15:00 (受け付けは13:30～)	焼津文化会館



## 見に来てね みんなを笑顔にする おうち時間作品

「おうち時間」を前向きにとらえ、楽しく過ごすためにやっていること、家族との幸せ時間など、見た人を笑顔にするような作品を募集したところ、素敵な作品が寄せられました。市役所本庁舎で、寄せられた作品の展示を行います。ぜひご覧ください。  
**問合先** スマイルライフ推進課 ☎631-6861 ☎626-2188



**期間** 1月11日（火）～31日（月）  
**場所** 市役所本庁舎1階情報公開室前  
**内容** コロナ禍で「おうち時間」を楽しむために取り組んだことやチャレンジしたことなどの作品

## 安心安全な一年を祈念して 令和4年 消防団出初式

焼津市消防団では、「災害のない安心安全な1年」を祈念し、新春恒例の消防団出初式を開催します。  
**問合先** 地域防災課 ☎623-2572 ☎623-7870

**日程** 1月4日（火）  
※雨天の場合は、一部を変更または中止することがあります。

時間	内容	会場
9:15～	式典（表彰・訓示）	焼津文化会館
11:00～	分別行進・点検	焼津文化会館北側から焼津見田公園
11:45～	消防団車両による一斉放水	瀬戸川右岸緑地公園



### 県空き家無料相談会

空き家に関する相談、税金、法律などについて専門家が相談にのります。  
**日時** 1月29日（日）午前10時～午後3時  
**会場** 市役所本庁舎1階大ホール（1B）  
**申込方法** 1月28日（土）までに電話で申し込む  
**※受付時間** 平日午前9時30分～正午、午後1時～4時30分  
**申込・問合先** 静岡県不動産流通活性化協議会事務局 ☎247138223

### 空き家バンク登録物件募集

空き家バンクとは、所有者が売却を希望する空き家を市ホームページなどに公開することで、空き家の購入を希望する人に紹介する制度です。空き家の売買などに関して関心のある人は、問い合わせください。  
また、焼津市に拠拠する不動産業者が物件調査・紹介・仲介業務などを行うため、購入希望者が現れる場合は、安心して売買契約に関する事務手続きを行うことができます。  
**空き家バンク登録要件**

- 売却目的とした空き家（賃貸や分譲目的に建築されたものを除く）
- 物件調査の結果、販売価格が1千万円（税抜き）以下のもの
- 共有者がいる場合は、売買に関し同意を得ること
- 抵当権が設定されている場合は、抹消することが確約できること

**問合先** 住まっ公建建築課 ☎626-2163

### 申請お忘れなく 焼津市中小企業等緊急応援金

新型コロナウイルス感染症発生による影響に伴い、売上高が減少した市内中小法人・個人事業者の事業継続を目的に、緊急応援金の申請期間中は、1月31日（月）までです。  
※限の「中小企業等応援金」の交付決定を受けたい場合は、1月31日までに申請してください。  
**申請・問合先** 商工課 ☎626-22660

## 子育て世帯 臨時特別給付金

国の新型コロナウイルス経済対策として、子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給しています。  
**対象** 次のいずれかに該当する児童  
①令和9年9月分の児童手当支給対象となる児童  
②令和9年4月2日（平成15年4月2日）で平成18年4月1日（平成18年4月1日）生まれの児童（保護者の所得が児童手当の支給対象となる金額と同等の場合）  
③令和4年3月31日までに生まれた児童（児童手当の支給対象児童が対象となります）  
※①③の保護者のうち、主たる生計維持者（児童手当受給者）は、4月中旬ごろまで受け付け予定です。  
**申請先** 子育て支援課（市役所本庁舎2階）または大井川市市民サービスセンター（市役所大井川庁舎1階）の窓口で申請します。  
**※受付時間** 午前8時30分～午後5時（土日祝日を除く）

- 次に該当する人は申請が必要です。期限までに申請をお忘れなく！
- 申請が必要な人**
- 児童手当の受給者以外で高校生のみがいる世帯
  - 児童手当の支給を受けている公務員世帯
  - 令和4年3月31日までに生まれた新生児で児童手当の支給対象世帯

### 償却資産の申告

令和4年1月1日現在で、市内に事業用償却資産（事業のために用いている構築物・機械・器具・船舶・工具・器具・備品などの固定資産）や太陽光発電設備（申告対象条件あり）を所有している場合は申告が必要です。  
償却資産申告書は、先月14日に発送しました。届いていない場合は連絡してください。  
また、申告書が届いた人で、すでに事業の廃止などにより対象となる資産がない場合は、その旨の申告をお願いします。  
**提出期限** 1月31日（月）  
**※eTax（https://www.etax.go.jp）に詳しい情報は、市ホームページを確認するか、問い合わせください。**  
**問合先** 課税課課税資産・諸税担当（市役所本庁舎3階7番窓口） ☎626-1142

### 就学援助の申し込み

経済的な理由で、子どもの小中学校でかかる費用（学用品費や給食費など）の支払いに困っている家庭へ、その費用の一部を援助します。なお、令和4年度の新人小学生については、新人学用品費（学準備金）を入学前に支給します。  
詳しくは、教育総務課や各校に問い合わせるか、市ホームページを確認してください。  
**対象** ①生活保護世帯  
②生活保護世帯に準ずる程度に経済的に困窮している世帯  
**申請方法** 各学校にある「就学援助申請書」と必要書類を学校長に提出する。  
※②で新人学用品費の入学前支給を希望する小学生（新小学生1年生、新小学生1年生）の保護者は、1月6日（水）から31日（月）までに、進学予定の小学校や在籍している小学校に申請書を出してください。  
※マイナンバー法により、申請時に個人番号と身元確認を行います。  
※審査・認定は市教育委員会が行います。  
**問合先** 教育総務課 ☎625-8156